外部監査報告書

平成２９年５月２６日

社会福祉法人城西福祉会
理事長　坂本　幸一　殿

松土博士税理士事務所

税　理　士　松土・博士

私は、社会福祉法人城西福祉会　甲府あら川保育園の平成 28 会計年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(資金収支決算内訳表を含む。)、事業収支計算書(事業活動収支内訳書を含む。)、貸借対照表及び財産目録について監査を行った。

計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国に於いて一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準について合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続きは、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスク評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方式及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積もり評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人城西福祉会の平成 28 会計年度の収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

社会福祉法人城西福祉会と私の間には、税理士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

外部監査報告書

平成２９年５月２６日

社会福祉法人城西福祉会
理事長　坂本　幸一　殿

松土博士税理士事務所

税　理　士　松土博士

私は、社会福祉法人城西福祉会　石和あら川保育園の平成 28 会計年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(資金収支決算内訳表を含む。)、事業収支計算書(事業活動収支内訳書を含む。)、貸借対照表及び財産目録について監査を行った。

計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国に於いて一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準について合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続きは、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスク評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方式及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積もり評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人城西福祉会の平成 28 会計年度の収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

社会福祉法人城西福祉会と私の間には、税理士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上